

# 令和8年度 武蔵野市立第一小学校 いじめ防止基本方針

## 1 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。また、いじめはどの学校でも起こりうる問題であり、全ての児童に関係する問題であるという認識に立ち、いじめの未然防止及び早期発見に努め、いじめ問題に適切に対応し、児童が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

本校では、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定め、いじめの問題に対して教職員・保護者・地域・関係諸機関が相互に連携しながら、いじめのない学校をめざしていくために、防止基本方針を策定する。

## 2 いじめの定義

このいじめ防止基本方針において、『いじめ』とは、「当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）」

- ・ 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童・生徒であること。
- ・ AとBの間に一定の人間関係があること。
- ・ Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること。
- ・ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

「東京都いじめ総合対策【第3次】（令和7年6月）」より」

## 3 いじめ防止に向けた取り組み

いじめはどの学級、どの児童にも起こりうるという認識の下、いじめの未然防止のために、常に児童の学校生活に関わる様々な情報を意図的・計画的に収集し、全教職員で共有する。自己肯定感を高め元気で前向きな子を育てるためによいところを褒める。互いを尊重し合い、高め合う人間関係をつくる。いじめを把握した場合には速やかに解決する。また、保護者に対しては学校からの情報を、十分内容を検討した上で発信するとともに、啓発活動を継続的に行う。

### （1）組織の設置

「いじめ防止対策委員会」の設置について

いじめの未然防止・早期発見・再発防止等に取り組むこと目的として、校内にいじめ防止対策委員会を設置する。

#### ① 構成員

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、生活指導部いじめ防止主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認めたもの

## ② 役割

- ・ いじめ未然防止及び早期発見のための取り組みの企画・推進
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 児童や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ いじめ事案に対しての組織的な取組の推進

## ③ 役割分担

主な取組	担当
学校いじめ防止基本方針の策定	いじめ防止対策委員会
校内研修計画、実施	生活指導主任、生活指導いじめ防止主任
いじめに関する授業の計画、実施	生活指導いじめ防止主任、各担任
第5学年児童全員面談の計画、実施	5年担任、スクールカウンセラー
ふれあい月間アンケートの実施、集約	生活指導いじめ防止主任、各担任
ふれあいアンケートの結果検討	いじめ防止対策委員会
いじめ対応策の検討、指導、連絡など	いじめ防止対策委員会、該当学年
「子どもいじめ防止宣言」の作成 学校をよりよくなる活動	計画委員会担当
SOSの出し方に関する教育 (年1回以上、7月までに実施)	全教職員
保護者・地域への情報発信、情報収集	副校長、生活指導いじめ防止主任
関係機関(警察等)との連携	校長、副校長
緊急保護者会等の開催	校長、副校長

## (2) 未然防止

いじめを防止するには、何が正しく何が間違っているかを児童・生徒が自分の頭で考える「自己指導能力」を身に付けることが大切である。いじめは絶対にいけないという理解のもと、主体的に問題を発見し、その解決に向けて、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し実行できるよう育成する。特に授業は全ての児童を対象とした生活指導の場となるため、以下の4つに重点を置き教科指導と生徒指導の一体化を図る。

ア「どの児童も分かる授業」「どの児童にとっても面白い授業」となるよう創意工夫をし、また、ICTの活用により個別最適な学びの実現を目指した**自己存在感の感受を促進した授業づくり**を行う。

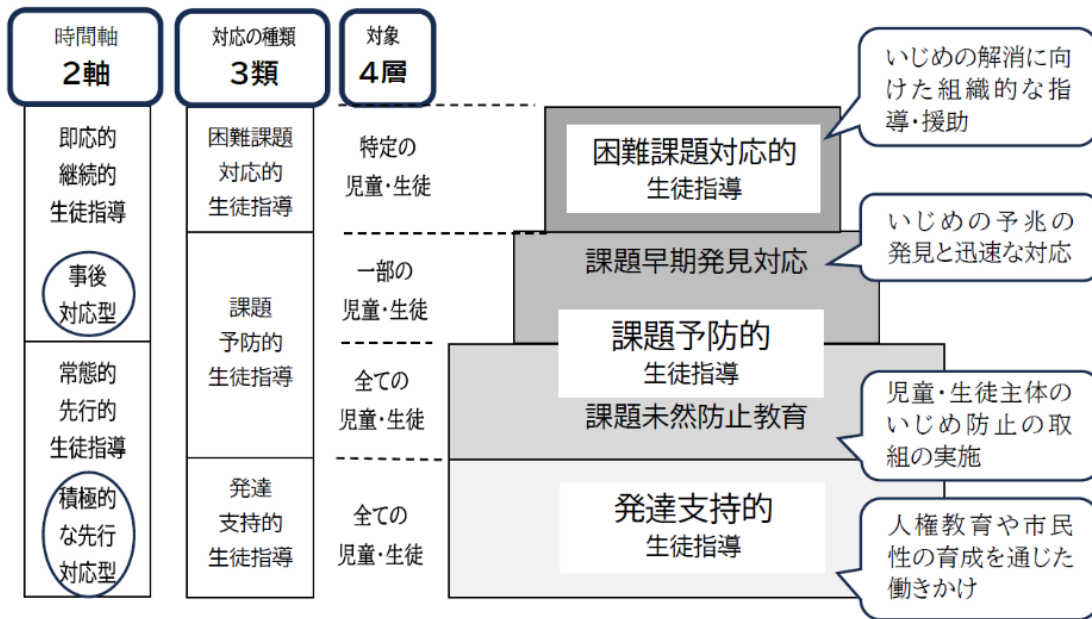
イ教員が学級の児童の多様な個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動する姿勢を率先して示し、**共感的な人間関係を育成する授業**を目指す。

ウ教員は児童に意見交換の場を提供したり、対話の機会を設けたり児童が調べたり試したり作ったりできる取り組みを積極的に進め、**自己決定の場を提供する授業づくり**を行う。

エ児童の個性が尊重され、安全かつ安心に学習できるように配慮する**安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業**を行う。

〈未然防止の重層的支援構造（2軸3類4層構造）〉

「生徒指導提要 改訂版」に基づき、いじめ対応を以下の構造で捉え、重層的に支援する。



生徒指導の2軸3類4層構造といじめ対応の重層的支援構造（生徒指導提要より）

第1層（全ての児童） 発達支持的生徒指導	人権教育や「武蔵野市民科」を通じた、よりよい地域・社会の創り手を育成する先行的働きかけ。
第2層（全ての児童・予兆期） 課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）	デジタル・シティズンシップ教育を含む情報モラル教育、児童主体のいじめ防止活動の実施。
第3層（一部の児童） 課題早期発見対応	いじめの予兆の発見と迅速な組織的対応。
第4層（特定の児童） 困難課題対応的生徒指導	いじめの解消に向けた組織的な指導・援助。

その他の取り組み

- 道徳科の学習の過程においては、教員と児童、児童相互のコミュニケーションを通じ、人間的な触れ合いの機会を重視し、互いの人間関係・信頼関係を築く生活指導を行う。
- 多様な立場や意見を生かし、世の中には、いろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。（道徳、特別活動、総合的な学習の時間等）
- 正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。（道徳、特別活動、総合的な学習の時間等）
- 先行きの見通しの中で、自ら自己の成長・発達を感じ取り、自らを高めることができるよう自己有用感や自己肯定感を育む。（日常活動、行事、体験活動等）
- 「いじめ総合対策」等を活用し「いじめに関する授業」を実施するとともに、年3回校内研修の充実を図り、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- 実際に必要になった場合に弱音を吐いたり人を頼ったりすることができるよう年1回以上のSOSの出し方に関する教育を実施する。（日常活動、特別活動等）
- インターネットを使ったいじめを防止するため、情報モラル教育を実施し、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を身に付けさせる。

- 保護者会やホームページにおいて「武蔵野市立第一小学校 学校いじめ防止基本方針」の理解と共通理解を図る。
- 各家庭に対して「SNS ルール」づくりへの協力依頼や道徳授業地区公開講座での人権意識や規範意識を身に付けさせる指導を通して保護者への理解啓発を図る。

### (3) 早期発見

- 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
  - ・いじめを見逃さない、見過ごさない学校や学年、学級の体制づくりをすすめる。
  - ・いじめ防止対策委員会において児童の相談内容を確認し、いじめに関わる情報を教員間で共有するとともに、報告のあったすべての事例について事実を確認し組織的な対応につなげる。
- 児童の様子から初期段階のいじめを素早く察知
  - ・日常的な児童の様子を観察し、児童の変化について教職員間で情報を共有する。
  - ・東京都いじめ総合対策【第3次】にあるチェックリスト等を参考に、「体に現れるサイン」「行動や態度等に現れるサイン」「人間関係に現れるサイン」の視点から児童・生徒を継続的に観察する。
  - ・第5学年を対象としたスクールカウンセラーの面談から、児童の実態把握に努める。
- 全ての教職員による児童の状況把握
  - ・看護当番による見守りを実施し、児童の実態を把握する。
  - ・生活指導夕会等を活用し児童の実態を共有する。
- 児童からの訴えを確実に受け止める体制の構築
  - ・ふれあい月間に合わせて年間3回のアンケート調査を実施し、いじめ防止対策委員会で共有する。
  - ・スクールカウンセラーによる個別面談、日常の交流、観察を行う。
  - ・教職員に対して外部相談機関を周知する。
- 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報
  - ・学校、家庭、地域、関係諸機関、スクールカウンセラー等の専門家と連携する。
  - ・学校評価アンケートによる情報収集を行う。

### (4) いじめ発生時の対応

#### ①初期対応の取り組み

- ・教職員が一人で抱え込まない組織対応、対策委員会による迅速かつ適切な対応方針を決定する。
- ・原則として、発見後、翌開庁日以内に対策委員会を開催し、対応方針を決定する。
- ・事実関係の把握・判断による被害児童、加害児童、周囲児童への適切な対応を行うために、いじめを受けた児童、いじめを行った児童、関係する児童の聞き取りを確実に行う。
- ・被害児童の安全の確保とスクールカウンセラーなどによるケアを進めるとともに加害児童に対する組織的、継続的な観察と指導及びスクールカウンセラーなどによるケアを行う。
- ・周囲児童に対して、自分の問題として捉えられるようにする指導する。
- ・学校全体及び保護者、地域、関係機関との連携し、適切な対応をとる。
- ・重大事態の疑いがある場合は、速やかに教育委員会へ報告する。

#### (5) 中・長期的な対応

- ・当該学年のみの問題と捉えず、学校全体の人権課題と捉えた指導と支援を行う。
- ・継続した学級や当該児童、加害児童の細やかな観察を行う。
- ・児童及び保護者との信頼関係を構築し、相談しやすい環境を整える。
- ・面談やアンケート等の実施を通じて、教育相談の充実を図る。
- ・市派遣相談員・都スクールカウンセラーを効果的に活用して、幅広い情報収集に努める。
- ・学年や学級の枠を超え、外部関係機関を交えた全校的な協力体制を確立する。
- ・表面的な謝罪による解決に留めず、正確な事実に基づき、互いの児童にとって最良の解決方法を協議する場を早期に設定する。

### 4 重大事態への対処

#### (1) 判断基準

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたり、児童が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたりする場合。

#### (2) 発生時の対応

重大事態と判断される案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

特段の事情がある場合を除き、第三者を加えた調査組織を設置し、事実関係の解明にあたる。

#### (3) 児童・保護者への対応・支援

- ・学校の組織的対応による迅速かつ適切な児童の安全確保と不安解消のための支援を行う。
- ・加害児童の更生に向けた指導と支援を専門機関等と連携し行う。
- ・被害、加害、周囲児童の保護者への対応経過説明と協力関係の構築を図る。
- ・保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決を図る。

#### (4) 調査・報告

「いじめ防止対策推進法」に基づく調査の実施と結果を報告する。

### 5 いじめ解消の判断

解消の判断は、担任一人の主観で行わず、必ずいじめ対策委員会において、複数の教職員による確認と当事者への聞き取りに基づき決定する。

#### ○解消の 2 条件

1. いじめ行為が止んでいること: いじめが収まり、少なくとも 3 か月以上の経過観察がなされている。
2. 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと: いじめを受けた児童・保護者及びいじめを行った児童並びに周囲の児童への聞き取りにより確認する。

### 6 解消後の対応に関すること

○いじめが解消したとみられる後も、引き続き十分な観察を行い、SC や市派遣相談員と連携し、適宜必要な心のケアと細やかな観察を継続する。

○再発防止のために、日常的にいじめ防止の取り組み内容を検討する。特に、再発防止に向けて、児童同士が互いに理解し認めあえる人間関係を自ら作り出していけるよう、多様な取り組みを推進する。